

スト ップ 児童虐待!

「助けての 小さなサイン 受け止めて」

毎年11月は、児童虐待
防止推進月間です。



「虐待」とは、保護者(親権を
行う者、未成年後見人または
そのほかの者で、児童を現に監
護する者)がその監護する児童
(18歳に満たない者)について、
身体的虐待・性的虐待・ネグレ
クト・心理的虐待に係る行為を
行うことを言います。

また、「しつけ」のつもりで行
った行為でも、子どもの心に深
く傷を残すだけでなく、貴い生
命を奪ってしまうこともあり
ます。

虐待であるか否かは、子ども
の視点や子ども自身が苦痛に
感じているか、といった観点か
ら判断されなければなりません。
子どもからの小さなサイン
でも大人たちが受け止め、発生
を未然に防ぐことが大切です。

児童虐待の定義

①身体的虐待
一方的に殴る・ける、投げ落
とすなどの暴力を振るう、食事
を与えない、タバコの火を押し
付けるなど、子どもの体に外傷
などを負わせる行為

②性的虐待
性的行為の強要、性器や性行
為を見せる、ポルノグラフィイ
の被写体にするなどの行為

③ネグレクト(教育・育児放棄)
子どもの意思に反して学校な
どへ行かせない、病気になるつ
ても病院に連れて行かない、ひど
く不潔にするなど子どもの心身
の正常な発達を妨げ、監護を怠
るなどの行為

④心理的虐待
言葉による脅し、無視、兄弟
間の差別的扱い、子どもの目の
前でのDV(夫やパートナーか
らの暴力)などで、著しい心理
的外傷を与えるなどの行為

本市の児童虐待の現状

本市における児童虐待に関す
る相談件数は、平成19年度に寄
せられた家庭・児童に関する相

談延べ件数501件のうち、1
84件であり、約4割を占めて
います。しかし、実際にはその
何倍もの児童虐待が潜在的に行
われていると考えられます。

近年の核家族化による「育児
の孤立化」や地域における連帯
意識の希薄化が児童虐待を密室
化させ、また、「しつけ」と「虐
待」の区別が難しいことなどが
「児童虐待防止」への取り組みを
複雑にしています。

本市の取り組み

本市では、警察、医療機関、小
中学校、幼稚園、保育園、民生
委員など19団体が構成する「要
保護児童対策地域協議会」を設
置しており、保護の必要な子ど
もなどを地域全体で支援し、問
題の発生を未然に防ぐとともに、
虐待の予防と早期発見に努めて
います。

また、子育て支援課が要保護
児童対策地域協議会の調整機関
となり各機関と連携して要保護
児童の支援・対応を個別のケー
ス会議を開き、協議しています。

子どもを虐待から 守るための五か条

- ①「おかしい」と感じたなら迷わず
連絡(通告)
- ②「しつけのつもり…」は言い訳

- ③ 一人で抱え込まない(まずは、
相談する)
- ④ 親の立場より子どもの立場
(子どもの命が最優先)
- ⑤ 虐待はあなたの周りで起こり
得る(虐待は特別なことでは
ない)

「虐待かな」
と理屈がたがいない
まずはお電話を
ご連絡した方が特定されないよ
う秘密は固く守ります。安心し
て、まずはご連絡ください。

■通告・相談窓口について
▼相談専用電話・ファクス
☎0996(20)6343
☎0996(23)5088
▼本庁子育て支援課直通
☎0996(22)8115
(音声案内後2350)

■子育て・子どもの相談
本庁市民健康課
(すこやかふれあいプラザ内)
☎0996(22)8811
■子どものあらゆる相談
県児童総合相談センター
☎099(264)3003
■不登校・知的障害など
県総合教育センター
☎099(294)2311
■差別・いじめなど人権相談
子ども人権110番
☎099(259)7830